

弁護士 久保田明人様

2016年8月15日

原発メーカー訴訟の会・事務局役員一同

1. 久保田弁護士の道義的責任

「原発メーカー訴訟の会」は、正当な会計管理・処理を行っています。貴殿からの依頼に基づき、会計書類一式を提出し、その後、質問をいただきましたが、その内容を検討し「8月末までに回答する」ことを伝えています。

しかし、貴殿は弁護団に公開し、弁護団は「弁護団通信8号」で独断的に「訴訟の会」を非難しています。「訴訟の会」から正式な回答をしていないにもかかわらず、会計資料を公開し、非難を煽ったことは、弁護士として許されるものではなく道義的な責任を免れません。

【①2016/7/23 発行の通信8号に寄稿しているのは弁護団ではなく弁護団共同代表の島弁護士です。島弁護士の見解は3/9に実施したアンケート調査で多くの方から寄せられた同様のご意見に答えた文面であり今回の会計精査の結果を待たずとも、この様な認識をお持ちの原告が3月の時点で多数いらっしやったことをご自覚願います。②また久保田弁護士への非難は的外れです。久保田弁護士が貴会に2月10日に送った連絡書を再読願います。冒頭部分に弁護団と原告23名の代理人を受任致しました、とあります。代理人が入手した資料を依頼者に渡すのは当然のことで非難される言われはありません。】

2. 会計処理は監査を受け総会承認済事項

会計は会計監査を終え、総会で承認を受けています。会計の支出については、使用目的を明らかにした上で、支出されており、会計上の不正は一切ありません。

【①総会承認を受けていると言いますが、2016/5/18の通知2でご指摘したように海外原告会員に告知していない、議案書を事前送付してない、委任状を認めない等総会開催手続きに不備がある以上、総会決議は無効と言わざるを得ません。②また、「使用目的を明らかにした上」と言いますが、結果報告も必須です。例えば、2015年の崔氏に支出された海外旅費194,000円について、その目的、経過、結果について明確に報告された資料、およびこの海外旅行と訴訟支援との関係を示す書類が、開示された資料の中に見当たりません。】

「訴訟の会」は、一般の市民団体と同様に会計の支出基準はなく、予算の枠内で、総会で選出された事務局役員及び会計担当者の常識的な判断に基づいて支出しています。

高額な支出については事務局会議で検討し、「訴訟の会」の活動方針に沿って決定・支出しています。また、会計担当の負担軽減を考慮し、発生の都度ではなく、ある程度纏めて支出しています。

詳細な支出内容の質問が記載されていますが、あれ以上微細に答える必要はないと判断します。必要があれば、当時の会計である大久保徹夫氏に確認していただければと考えます。会計引継は完了していますが、会計支出を管理していた責任があります。

- 【①前任の会計だった大久保氏が担当していたのは2015年1月までです。少なくとも今回の精査対象期間である2014年11月-2015年10月の内、2015年2月以降については「前任者に聞いてくれ」は通りません。シッカリ回答願います。そもそもこの1年については大久保氏が担当していた期間も含めて2016年1月21日に会計監査が行われ問題なかった事になっています。大久保氏が担当していた期間の支出の不明点にもシッカリ回答願います。②どんな脆弱なボランティア機関であっても最低限、支出したら領収書を入手しどんな活動に使ったかの記録と共に保管します。領収書が見当たらない、何に使ったかの記録も見当たらない出金記録についてお聞きしているだけです。決して「詳細な支出内容の質問」ではありません。会員の皆様等からの訴訟の為の大事な預かり金です。「あれ以上微細に答える必要はない」等と投げ出さずにシッカリ調査回答願います。③微細に答えられないのは前任者の管理手法に問題があるからとおっしゃっていると理解したのですが、それは間違ったお考えです。引き継ぎ後に管理手法を変更すれば良かっただけで「使途不明金」が発生した場合の責任は現管理者にあります。ご自覚願います。
- ④ この回答を読んで、こんな心構えの組織には金員の管理を任せられないと心から思う次第です。】

3. 事務所経費(通信費)

月1万円の事務所経費(通信費)について指摘されていますが、基本的に通信費の実費です。事務所は個人宅にあり、個人の通信費と混在します。当初は「訴訟の会」への請求を控えていましたが、原告との通信費(固定電話・携帯電話・FAX・国際電話)が月額1万5千円以上となったこともあります。

当時、会計であった大久保徹夫氏と相談し、事務所経費(通信費)として月額1万円を請求することになった経緯があります。なお、請求を始める以前(半年以上)の通信費については、請求していません。

【月1万円の通信費ですが、これは第1審の原告の委任状の不備について東京地裁から数度にわたって指摘された件について、国内原告については八木沼豊氏が各原告とメール、電話、FAX等でやり取りする費用として当時会計であった大久保が八木沼氏と話し合い、その費用として月1万円について了解したものです。この作業は2015年2月13日に最終的な第一審原告確定版を東京地裁に提出した事で終了しています。その後も月1万円が八木沼氏に支払われていますので、これは「訴訟支援とは無関係」な八木沼氏への「報酬」と考えるべきもので、「実費」との判断はできかねると思います。弁護団が無報酬で裁判を闘っている時に、それを依頼した原告である事務局が「報酬」を得る事が道義的に許されるのでしょうか?】

また、事務所としている個人宅のパソコンやプリンターは、頻繁に使用し、故障などで買替えています。これも個人負担です。専用事務所の設置を検討しましたが、家賃とランニングコストを考慮し、現行のまま個人宅を利用しています。

【パソコン等は個人の所有であり、個人使用の経費か通常市民運動の経費を分けることは困難であり、訴訟等の市民運動では、原告の意思を含めて自己負担としており、現に私たち「原告団」ではすべて自己負担で活動しています。少なくとも「業務委託」と他の原告から受け取られるようでは事務局として失格です。】

4. 会計担当者の経費

役員選挙の会計担当者を選定する際に、10名以上の方々に依頼しましたが、応募する人が誰もいませんでしたので、松本和子氏に有給で依頼することになりました。これは、前会計担当であった大久保徹夫氏と会計引継の際の合意事項であり、1万円を妥当としています。

【私（大久保）は「大久保徹夫氏と会計引継の際の合意事項」とは認識していません。少なくとも私が辞任の意思を明らかにした以上、その後の処理については当時の崔事務局長を含む事務局が全責任を負うのが筋であり、私は「会計の引き継ぎ担当者を指名してください」としか要求していません。当時の事務局が松本和子氏を指名したので、松本和子氏に移管しただけであって、後任者に1万円/月の手当を支払う事が前任者との「合意事項」との主張は、私が1万円/月の手当を決めたとの意味でしょうか？責任転嫁は止めていただきたい。そもそも辞めていく前任者にそんな事を決める権限はありませんので合意事項になる訳が無いし私が合意を得なければならない理由が無い。】

5. 事務局長に事務通信費1万円/月は、支払っていません。

【公開いただいた支出明細に事務局長への支出記録があるのに領収書が以下の分、見当たりません。ご説明願います。2014/12/18 1万円、2015/1/17 1.5万円、2015/4/2 1万円、2015/8/3 2万円、2015/8/28 4万円】

「訴訟の会」は、数名のボランティア事務局員で運営しており、訴訟のために膨大な時間、労力を犠牲にしています。また、ローカルな打合会議のための交通費、通信費などは個人負担しています。

【「数名のボランティア事務局員で運営しており、訴訟のために膨大な時間、労力を犠牲にしています。」と言いますが、その『訴訟のために』膨大な時間、労力を犠牲にしています」という言い方の内、『訴訟のために』行った活動とは具体的に何でしょうか？少なくとも2014年11月以降、弁護団が事務局から支援された事実はありません。また、「膨大な時間、労力を犠牲にしています」という言い方ですが、訴訟のための活動は「犠牲」なのでしょうか？原発メーカーの状況に義憤を感じ、自ら弁護団に依頼して訴訟を起こし、原告を束ねる活動をする事は「犠牲」ではなく、「自らの業」でしょう。「犠牲」と感じるから、原告でありながら「業務委託料」的に月1万円の収入を得る事になるのではないのでしょうか。

元々この訴訟を起こした原告の核になる方々が事務局を形成した訳で、最重要の弁護団がボランティアで訴訟活動をしている事からすれば、ボランティアで行う事は至極当然の事です。繰り返しますが「原告団世話人」はすべてボランティアで活動しています。ま

た「数名のボランティア事務局員」と言いますが、本来多くの原告が事務局に賛同するならば、次々に事務局に参加するハズであり、事務局員が当初 10 数名いた者が現在数名になっている事事態、事務局が大多数の原告から浮いた存在になっている証拠ではないのでしょうか。】

6. 以上の見解に基づいて、依頼事項及び質問事項の回答です。

依頼事項 1

6/20 にいただいた Excel ファイルの会計報告について

データ開示をお願いしたのは前期分(2014/11/1--2015/10/31)についてですが

1) ファイルの中の「振込口座」シートのデータが 2015/2 月から 10 月で 2014/11 月～2015/1 月が抜けています。ご提供願います。

回答—提供しますが、上記期間の前会計担当者は大久保徹夫氏であり、オリジナルデータを所有している筈です。

【オリジナルデータは松本和子氏に移管しています。

これは、繰り返しになりますが、**代理人である久保田弁護士**より朴氏への 7/25 のメールで、「大久保氏が管理していた会計に関する領収書等の資料はすべて松本氏に引き継いでいることですので、恐縮ですが、「訴訟の会」事務局にて他の資料と併せてご確認・ご開示をお願い申し上げます。その他の確認事項につきましても、大久保氏が会計をつとめていた期間を含めて「訴訟の会」事務局として会計を監査し”会計報告”をされていること、また、大久保氏はすでに「訴訟の会」を脱退されていることから、「訴訟の会」事務局の責任でご回答いただくことを要望申し上げます。」と**連絡させていた**いただいているとおりで、**上記回答は再び前任者に責任転嫁しており容認できません。**

辞めた人間が対応した期間についても事務局の責任に於いて説明願います。もしそれを拒否するのであれば、「説明責任放棄」ですし、説明できない出金があるなら「使途不明金」とすべきです。】

2) また「普通・現金」シートの普通貯金欄についても 記載が 2015/2 月から 10 月で 2014/11 月～2015/1 月が抜けています。ご提供願います。

回答—提供しますが、上記期間の前会計担当者は大久保徹夫氏であり、オリジナルデータを所有している筈です。

【**上記の見解及び**2 ページ冒頭に記載した見解と同様、現管理者は当事者意識をお持ち願います。】

3) 開示いただいた支出資料には仕訳集計前の領収書/受取書をそのまま記録した支出リストがありませんでした。(一番詳細な支出明細)記録がありましたらご提供願います。回答—前会計担当者である大久保徹夫氏の方法を踏襲していますので、そのまま記録した支出リストはありません。

【前任者がどうだったかは関係なし。支出明細リストが無くて不明点が発生した場合は現管理者の責任です。お金の管理には支出明細リストがあった方が良いと思えば作っ

たら良かっただけの事です。実際、領収書/受取書が無いお金が出金されていてせめて支出明細リストが有ればと思ったのですが。無いので仕訳集計が正しいのか検証ができない支出が発生しています。】

依頼事項2

2016/2/13の総会で審議された議事1の活動報告で報告された活動期間が2015年2月～2016年2月(4月までの予定も記載あり)で議事2の会計報告の期間2014年11月から2015年10月と違っていています。

2014年11月から2015年1月の活動内容が不明です。しかし通帳の記帳を見ると(4ページ5行目から18行目)この3ヶ月間に10件795,834円が引き出されています。

2014年11月から2015年1月の期間にどんな活動が行われたのかが分かりませんと当然ながら適切な支出かの判断ができませんので2014年11月から2015年1月の活動内容を追記した議事1(活動報告)をご提供願います。

回答一依頼事項1の資料及び前会計担当者である大久保徹夫氏から確認をお願いします。

【2ページ冒頭に記載した見解と同様、現管理者は当事者意識をお持ち願います。】

依頼事項3

①通帳に記載された出金記録と提供いただいた領収書等の支出情報を付合せたのですが不明点が多数出てきました。説明いただきたい点を明細シートの 質問①(G)質問②(H)に記載しましたのでご回答お願いいたします。

回答一(H)に【対象】と記載されている内容について記入しました。

その他に質問については、「2. 会計処理は監査を受け総会承認済事項」で回答しています。

【2ページ冒頭に記載した見解と同様、すべての不明点に回答願いたい。】

*6/16に開示いただいた領収書類の写真の撮り方が悪かったのか、領収書には何時、誰から提出された物かの記載が無い為、どの出金分の領収書類かが分からない物が多数出てきました。またご提供いただいた支出情報には支出目的等を記載した備考欄等が無いことや月次にまとめられていない?ことも付合せを困難にしました。領収書類との付合せができなかった支出は、支出されたお金がどんな活動に使われたのかが分かりませんし、当然ながら適切な支出かの判断もできません。申し訳ありませんが、再度議事2(会計報告)2014年11月から2015年10月のベースである領収書類の開示をお願い致します。

出来れば松本氏にどの領収書がどの支出の分なのかをご説明いただけると助かるのですが、難しいようであれば領収書類をお借りできればと思います。

回答一前会計担当者である大久保徹夫氏の方法を踏襲しています。領収書開示します。

【前任者がどうだったかは関係なし。現管理者の下で会計監査が終わった期間の領収書が無かったり不明点があったら現管理者の責任です。】

以 上